横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第3027号)

令和5年11月28日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 靜 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年1月17日南戸第1051号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民異動届(特定年月日付)」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「住民異動届(特定年月日付)」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定人の横浜市中区特定住所Aから横浜市南区特定住所Bへの住所異動についての申請書」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和3年11月18日付で行った「住民異動届(特定年月日付)」(以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月 横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。)第22条第3号に該当するため一部を非 開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、窓口に来た方の氏名及び連絡先については、本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより特定の個人を識別できるものであることから、同号に該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求書に、いままでの世帯主の氏名の黒塗り部分についても説明を求めるとの記載があるが、この欄については、住民異動届の様式上黒色なのであり、非開示としているものではない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、非開示にした「窓口に来た方の氏名」、「連絡 先」及び「いままでの世帯主の氏名」の下欄の黒塗り部分の開示を求める。
- (2) 住民異動届の「窓口に来た方の氏名」、「連絡先」及び「いままでの世帯主の氏名」の黒塗りの所に関して、子供たちの学校などに非常に迷惑し、困っている。
- (3) どうして黒塗りにしなくてはいけなかったのか意味不明であり、理解できるよう

に説明を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。)が令和5年4年1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 住民としての地位の変更等に係る事務について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第3条第1項では、「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定している。

また、同条第3項では、「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出 を正確に行うように努めなければならず、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性 を阻害するような行為をしてはならない」と規定している。

このような届出の正確性を担保するため、横浜市では、住民としての地位の変更 等に関する届出の様式として「住民異動届」を定めている。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人と世帯を同一にする者の住所異動に伴い実施機 関に提出された住民異動届であり、窓口に来た方の氏名、連絡先、届出日、異動日、 新住所、旧住所、新世帯主氏名及びその生年月日、旧世帯主氏名、異動者欄等の項 目がある。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

ただし、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、本号の該当性について、次のように判断する。

本件保有個人情報のうち非開示部分は、「窓口に来た方の氏名」及びその「連絡先」であり、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書について検討するに、世帯を単位とする住民票を作成している横浜市の場合、法第12条の規定により自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しの交付を請求することができる。住民票の写しに記載される事項は、法第7条及び第8条の規定に基づき住民票に記載される事項であるが、「窓口に来た方の氏名」及びその「連絡先」はこれらの事項に含まれておらず、住民票の写しには記載されない。したがって、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

なお、審査請求人は、本件保有個人情報のうち「いままでの世帯主の氏名」欄の下欄の黒色部分についても開示を求めているが、当審査会は、当該部分は様式上元々黒色なのであって黒塗りしたものではないことを確認した。

- (5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。
- (6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和4年1月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 2 月 17 日 (第278回第三部会) 令和 4 年 2 月 21 日 (第358回第一部会) 令和 4 年 2 月 22 日 (第412回第二部会)	・諮問の報告
令和5年9月26日 (第377回第一部会)	• 審議
令和5年10月24日 (第378回第一部会)	• 審議